十一　搬送波を送信していないときの電力
［1　略］
2　測定器の条件等
⑴　漏えい電力の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
［ア　略］
イ　分解能帯域幅　30kHz以上３MHz以下
［ウ～ケ　略］
⑵　⑴の条件で探索した値が許容値を超える場合の漏えい電力の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
［ア　略］
イ　分解能帯域幅　30kHz以上３MHz以下
［ウ～ケ　略］
［3～5　略］
［十二　略］
［**別表第九十二**　略］
別表第九十三　証明規則第２条第１項第11号の29の４及び第11号の30の２に掲げる無線設備の試験方法
一　一般事項
1　試験場所の環境
⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。
⑵　その他の場合
⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差の試験項目については三の項の測定を行う。
2　電源電圧
⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。
⑵　その他の場合
外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定めるものとする。
ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧
イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値
3　試験周波数と試験項目
⑴　試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定を行う。
⑵　複数の発射可能な周波数帯域がある場合は、周波数帯域ごとに測定を行う。
⑶　複数の電気通信事業者の周波数帯域がある場合は、電気通信事業者に割り当てられた周波数帯域ごとに測定を行う。

十一　搬送波を送信していないときの電力
［1　同左］
2　測定器の条件等
⑴　漏えい電力の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
［ア　同左］
イ　分解能帯域幅　１MHz以上３MHz以下
［ウ～ケ　同左］
⑵　⑴の条件で探索した値が許容値を超える場合の漏えい電力の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
［ア　同左］
イ　分解能帯域幅　１MHz以上３MHz以下
［ウ～ケ　同左］
［3～5　同左］
［十二　同左］
［**別表第九十二**　同左］
［新設］